

飯山赤十字病院訪問看護ステーション指定訪問看護事業運営規程

制定 平成12年11月1日

(事業の目的)

第1条 日本赤十字社が設置する飯山赤十字訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「飯山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運用に関する基準を定める条約」（平成25年3月25日条例第10号）、飯山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条約」（平成25年3月25日条例第11号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問看護の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 飯山赤十字訪問看護ステーション
- (2) 所在地 長野県飯山市大字飯山226番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師 1名 (常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員

看護師 9名

(常勤 7名、非常勤 2名、兼務 1名)

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき指定訪問看護の提供に当たる。

(3) 理学療法士 4名 (非常勤、兼務4名)

(4) 作業療法士 1名 (非常勤、兼務1名)

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間 : 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 休祭日は次のとおり

ア. 土曜日、日曜日

イ. 国民の祝日

ウ. 国民の祝日が日曜日にあたるときはその翌日

エ. 日本赤十字社創立記念日 (5月1日)

オ. 年末年始の6日間 (12月29日 ~ 1月3日)

(4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第7条 事業所で行う指定訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、該当目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

ア. 病状・障害の観察

イ. 清拭・洗髪等による清潔の保持

ウ. 食事および排泄等日常生活の世話

エ. 床ずれの予防・処置

オ. リハビリテーション

カ. ターミナルケア

キ. 認知症患者の看護

- ク. 療養生活や介護方法の指導
 - ケ. カテーテル等の管理
 - コ. その他医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護
- (3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生省告示第127号）によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 介護保険利用者以外のもので希望により、通常の範囲を超えて特別の指定訪問看護を行った場合に差額料金として、次の額を徴収する。

休祭日	1回1時間30分まで	3,000円を加算
保険適用外の 看護・リハビリ	週4回以上で8:30から17:15の間、1回1時間30分まで	5,550円
	1日2回目以降で1回につき1時間30分まで	5,550円
	90分を超える場合、30分毎に	2,000円を加算

(2) 実費相当額となるもの

ア. 交通費

(通常の事業の実施地域に居住する介護保険利用者は除く。)

イ. 日常生活上必要なもの

ウ. エンゼルケア料金

(指定訪問看護に付随する死後の処置料) … 10,000円

4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- 5 指定訪問看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供して指定訪問看護の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、飯山市、中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村の区域とする。

（身分証携行義務）

第10条 看護師等は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者家族から提示を求められた場合はいつでも応ずる。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針を整備する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のために、事業所は安全で衛生的な環境を整備するとともに、職員が感染源となることを予防し、また職員の感染の危険から守るための備品を備えるなどの必要な対策を講じる。

（緊急時等における対応方法）

- 第12条 従業者は、指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、該当利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- 3 その他、虐待防止に関する詳細については「飯山赤十字病院虐待防止マニュアル」、
「飯山赤十字訪問看護ステーション高齢者虐待防止のための指針」に準ずる。

(身体抑制等に関する事項)

- 第14条 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体抑制を行ってならない。
- 2 身体抑制を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を訪問看護記録に必ず記載する。
 - 3 その他、身体拘束等に関する詳細については「飯山赤十字病院身体抑制に関するマニュアル」、「飯山赤十字病院身体抑制最小化のための指針」に準じる。

(苦情処理)

- 第15条 事業所は、指定訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者又は利用者家族より苦情を申し立てられた場合、その内容を記録し、職員間で共有する。また、事業所として解決に努める。
 - 3 事業所は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(業務継続計画の策定)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、職員に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施する。
 - 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(秘密保持等)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報及び秘密保持を正当な理由なく第三者に漏らさない。

- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 医療上緊急時またはサービス担当者会議等で利用者若しくは家族の個人情報を提供する際はあらかじめ文章による同意を得た上で、必要最小限の範囲で用いるものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(ハラスメントの防止・対応)

第19条 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、看護師等が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受けた場合、または利用者の家族等が事業所の指示に従わない場合は、訪問看護契約書第8条に基づき契約を終了することができる。
- 3 その他、ハラスメントの防止・対応に関する詳細については「日本赤十字社 ハラスメント防止ハンドブック」、「日本赤十字社 ハラスメント予防・対応ハンドブック」に準ずる。

(記録の整備)

第20条 事業所は、指定訪問看護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

- 2 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス提供記録を閲覧できる

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、社会的使命を十分認識し職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 事業所では、様々な職種の養成に係る実習、研修を受け入れる。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は日本赤十字社と事業所の管理

者との協議に基づいて定めるものとする。

【 附 則 】

この規程、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

一部改正

この規程、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(一部改正)

別紙参照

(一部改正)

平成 13 年 05 月 01 日
平成 14 年 03 月 01 日
平成 15 年 04 月 01 日
平成 18 年 04 月 01 日
平成 19 年 08 月 01 日
平成 20 年 04 月 01 日
平成 20 年 09 月 01 日
平成 20 年 09 月 25 日
平成 21 年 04 月 01 日
平成 22 年 05 月 01 日
平成 24 年 04 月 01 日
平成 24 年 12 月 20 日
平成 25 年 03 月 01 日
平成 26 年 04 月 01 日
平成 27 年 04 月 01 日
平成 27 年 06 月 01 日
平成 29 年 04 月 01 日
平成 29 年 10 月 01 日
平成 29 年 11 月 01 日
平成 30 年 04 月 01 日
平成 30 年 09 月 01 日
平成 31 年 04 月 01 日
令和 元年 05 月 20 日
令和 元年 06 月 24 日
令和 元年 10 月 01 日
令和 02 年 03 月 01 日
令和 02 年 04 月 01 日
令和 02 年 06 月 01 日
令和 02 年 09 月 01 日
令和 02 年 10 月 15 日
令和 03 年 05 月 01 日
令和 03 年 12 月 01 日